

令和5年度 長崎県小規模省エネルギー対策推進事業費補助金

《 申請要領 》

1 趣旨

本事業では、原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小企業者等が、経営改善に向けて省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）を導入するための費用について、予算の定めるところにより、令和5年度長崎県小規模省エネルギー対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）その他の法令等の定めによるほか、令和5年度長崎県小規模省エネルギー対策推進事業費補助金実施要綱及びこの要領の定めるところによります。

2 補助対象者

以下のすべての項目に該当する中小企業者等※のうち、別表1に掲げる業種を営む者

（※中小企業者等の定義については、（参考1）のとおり）

- ① 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること
- ② 補助金の交付申請日時点において、創業後1年を経過していること
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でない者
- ④ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表一に規定する公共法人でないこと
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者（みなし大企業でない者）
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ⑦ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること
- ⑧ 令和4年度に、長崎県省エネルギー等設備導入経営改善支援事業費補助金、省エネルギー等設備導入緊急支援事業費補助金（総称して「長崎県省エネルギー等設備導入補助金」といいます。）又は長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金の交付を受けていないこと

別表 1 対象業種（第 3 条関係）

大分類	中分類	小分類	対 象 業 種
E	-	-	製造業
G	-	-	情報通信業
I	-	-	卸売業、小売業
L	74	743、744	機械設計業、商品・非破壊検査業
M	76、77	-	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
N	-	-	生活関連サービス業、娯楽業
O	82	823、824	学習塾、教養・技能教授業
R	88～92	-	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業(別掲を除く。)、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業

分類等は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)による。

3 補助率等

- 補助率：補助対象経費の3分の2以内 ※ただし、LPガス設備は4分の3以内
- 補助金額：20万円（下限）～50万円（上限）※千円未満切り捨て
※ただし、LPガス設備のみの申請の場合は10万円（下限）～50万円（上限）
- 申請回数：1事業者につき1回限り
- 補助対象経費：設備費、設計費、工事費
※消費税相当額や既存設備の撤去費用等は補助対象外となります。

4 対象経費及び対象設備

(1) 対象経費

燃料の使用量削減等に資する省エネ設備の導入に要する次の経費です。

費 目	内 容
設備費	補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な機械装置等の購入に要する経費
設計費	補助事業の実施に必要な設計費等
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費（設備の運搬に必要な経費を含む）

注）消費税及び地方消費税額やその他の経費（撤去費・諸経費等）に要する経費は対象外

【留意事項】

- **交付決定後に着手（契約・発注）した設備で、令和6年1月31日（水）までに支払行為が完了したものが対象となります。**（ただし、対象設備の納期遅延等、やむを得ない事情により期限までの支出が困難であると認められる場合についてはこの限りではありませんので、県にお問い合わせください。）
- 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合は、（3）の方法により利益等を控除する必要があります。
- 同一の対象設備、経費等について、国、県及び市町が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けることはできません。
- **令和4年度に、「長崎県省エネルギー等設備導入補助金」「長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金」の交付を受けた方は、本補助金の交付対象となりません。**

（2）対象設備

以下のユーティリティ設備が対象となります。

ユーティリティ設備とは、事務所等を稼働させるために必要な電気、燃料、ガスなどを供給する以下の設備をいいます。

設備区分	種別
高効率空調	電気式パッケージエアコン(業務用エアコン) ※
	ガスヒートポンプエアコン
	チリングユニット
	吸収式冷凍機
	ターボ冷凍機
産業ヒートポンプ	空冷ヒートポンプチラー（温水利用）
	循環加熱式ヒートポンプ
	温水ヒートポンプ（熱回収・水・空気熱源）
	熱風ヒートポンプ
	蒸気発生ヒートポンプ
施設園芸用ヒートポンプ	
業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器
	潜熱回収型給湯器（ガス・石油）
高性能ボイラ	蒸気ボイラ
	温水ボイラ
高効率コージェネレーション	高効率コージェネレーション
低炭素工業炉	燃焼式
	抵抗加熱式
	誘導加熱式
変圧器	油入変圧器
	モールド変圧器

冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫
	電気冷凍庫
	冷凍機内蔵形ショーケース
	コンデンシングユニット
	冷凍冷蔵ユニット
産業用モータ	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機
制御機能付きLED照明器具	無線式調光制御設備
	有線式調光制御設備
	人感・明るさセンサ付調光制御設備

※業務用エアコンについては、主に業務で使用されるエアコンであれば、一般家庭用に製造されたエアコンも対象となります。

(3) 利益等排除について

1 利益等排除の対象となる調達先

以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業

利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、(2) 及び (3) が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。

5 申請受付期間

令和5年7月5日（水）から令和5年12月15日（金）まで（当日消印有効）

※予算額に達した場合は、申請受付を早期終了することがあります。

6 申請方法

(1) 申請書類の入手先

長崎県庁ウェブサイト([こちら](#))からダウンロードしてください。

長崎県 省エネ対策補助金 検索 🔍



(2) 提出先

以下の宛先に郵送してください（※郵送のみ。持参不可）

〒850-8799 長崎中央郵便局 私書箱第165号

長崎県小規模省エネ対策推進補助金申請受付センター 宛

※簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください）

※郵便料金は申請者負担となります。

(3) 提出書類

I. 交付申請時に提出する必要書類

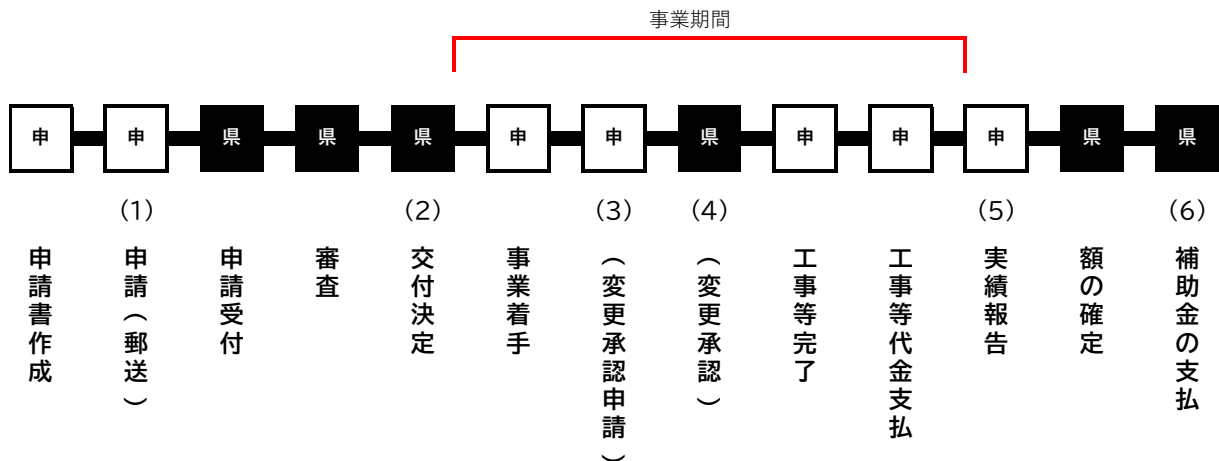
- ① 申請チェックリスト
- ② 補助金交付申請書（様式第1号）
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し（又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類）
- ⑤ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）の写し（又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類）
- ⑥ 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書（又は確定申告書の写し）
- ⑦ 補助事業に係る見積書の写し（※内訳がわかるもの）
- ⑧ 導入する省エネ設備の性能等を証明する資料（以下のいずれか）
 - 「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業（経済産業省資源エネルギー庁）」の（C）指定設備導入事業に登録されている設備の型番については、補助対象設備一覧の該当型番が掲載されたページの写し ※推奨 ⇒ P 9 の A. 参照
 - 導入する省エネ設備の性能等が把握できる製品カタログやメーカー発行の仕様書等 ⇒ P 10 の B. 参照
- ⑨ **施工前**の状況がわかる写真及び配置図等（設置場所の特定ができるもの）
- ⑩ 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカード等）の写し
- ⑪ 振込口座の通帳の写し（表紙及び口座名義が印字されている1・2ページの見開き）

II. 実績報告時に提出する必要書類（事業が完了し、支払行為が完了した後）

- ⑫ 実績報告書（様式第9号）
- ⑬ 補助事業に係る以下の証拠帳票類の写し（全て必要です）
 - 契約書又は発注書等（発注日がわかる書類）
 - 納品書又は工事完了報告書等（導入した設備（型番等）がわかる書類）
 - 請求書（費用の内訳がわかる書類 ※納品書等に費用の内訳が記載されている場合は不要）
 - 領収証（又は支払が完了したとわかる書類）
- ⑭ **施工後**の状況がわかる写真及び配置図等（設置場所、設置状況の特定ができるもの、導入設備の型番等がわかるもの）

7 補助事業（申請・支給）の流れ

※必ず「交付決定」後に事業を開始してください。



<p>(1)「申請チェックリスト」と「交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付して提出</p> <p>➤ 簡易書留またはレターパックで郵送してください。</p>	申請者	R5.12.15(金) までに提出
<p>(2)「交付決定通知書（様式第3号）」の送付</p> <p>➤ 書類に不備がないか、要件を満たしているか、導入設備は対象設備として認められるか等を審査 ※不交付の場合は、不交付決定通知書を送付</p>	県	受理後、申請書類に不備等がなければ概ね1カ月程度
<p>(交付決定を受けた事業内容(金額等)に変更がある場合) (3)変更承認申請申請書（様式第6号）」の提出</p> <p>➤ 簡易書留やレターパックで郵送してください。</p>	申請者	交付決定を受けた補助事業の内容に変更がある場合は、速やかに提出
<p>(交付決定を受けた事業内容(金額等)に変更がある場合) (4)変更承認通知の送付</p> <p>➤ 変更承認申請書類の受理後、内容を審査</p>	県	(3)受理後、書類に不備等がなければ概ね2週間程度
<p>(5)「実績報告書（様式第9号）」の提出</p> <p>➤ 簡易書留やレターパックで郵送してください。</p>	申請者	以下のいずれか早い日までに提出 ・補助事業完了後30日を経過した日 ・ 令和6年2月9日(金)
<p>(6)補助金の支払い</p> <p>➤ 「交付申請書（様式第1号）」に記載の口座に、県が確定した交付額を振込み</p>	県	(5)の受理後、書類に不備がなければ概ね1カ月程度

(1) 「申請チェックリスト」と「交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付して提出

① 申請チェックリスト

- 申請者は、必ず本人欄にチェックを行い、書類の提出漏れがないようにしてください。

② 補助金交付申請書（様式第1号）

- 申請者欄は、以下を記入してください。
 - ・法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）記載の住所
 - ・個人事業主の場合：住民票記載の住所（店舗等の住所ではないため注意！）
- 交付申請金額は、20万円以上50万円以下の金額（千円未満切捨て）となります。ただし、LPガス設備のみの申請については、10万円以上50万円以下の金額（千円未満切捨て）となります。
- 日本標準産業分類における「中分類」「業種名」は、別表1から、該当するものを記入してください。（複数の業種を営む申請者は、導入設備を使用する業種を記入してください。）
※日本標準産業分類の詳細は総務省ホームページ(こちら)からご確認ください。



③ 誓約書（様式第2号）

- 誓約内容をよく読み、チェック漏れがないか確認してください。

④ 県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類

- 納税証明書（未納がない証明）は、各振興局税務部（税務課）で交付しています。
- 申請日より前6ヵ月以降に発行された証明書が必要です。（長崎県 HP）



⑤ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のな
いことを証明する証明書（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その
3の3」）の写し

- 申請日より前6ヵ月以降に発行された証明書が必要です。（国税庁 HP）



⑥ 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写し

- 貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合は、直近の確定申告書第一表の写しを提出。

⑦ 補助事業に係る見積書の写し

- 見積書は必ず徴収してください。
- 「設備費（設備本体額）」、「設計費」、「工事費」などの内訳がわかるように記載されている必要があります。併せて、設備については、メーカー名、型番、数量等が記載されている必要があります。
- 値引き後の金額（内訳含む）で作成されている必要があります。合計額からの値引き（出精値引き、端数値引きなど）の項目を計上しないよう見積依頼してください。

⑧ 導入する省エネ設備（ユーティリティ設備）の性能等を証明する資料【以下のいずれか】

- ① 「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業(経済産業省資源エネルギー庁)」の
 (C) 指定設備導入事業に登録されている型番の設備は、設備の登録型番が記載された
 Web ページを印刷したもの。 ※推奨

令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

『(C)指定設備導入事業』補助対象設備一覧

※(一社)環境共創イニシアチブ (SII) のウェブサイト

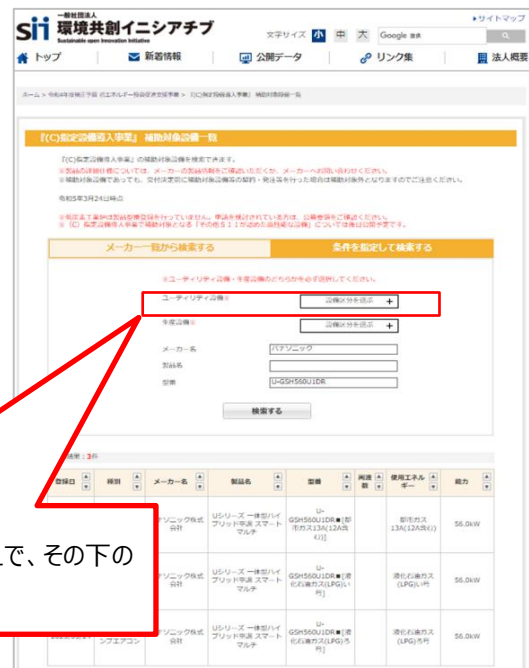
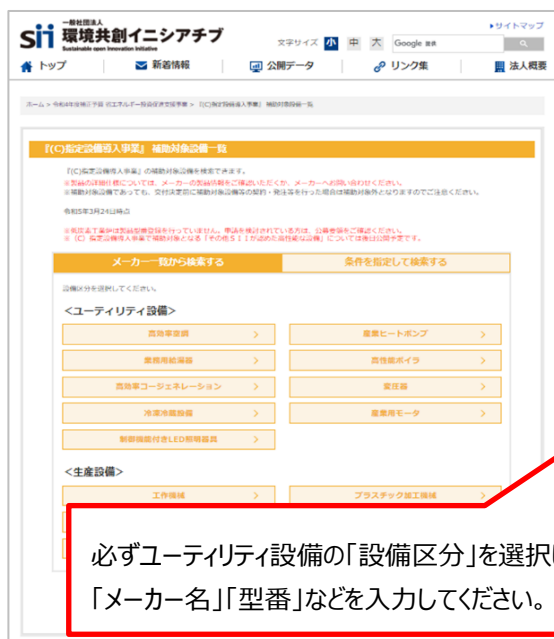


《手順》

- ① 設備の型番が記載されているカタログや見積書を手元に準備します。
- ② 「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金『(C)指定設備導入事業』補助対象設備一覧」の Web ページにアクセスします。
- ③ 「条件を指定して検索する」をクリックして、ユーティリティ設備の「設備区分」を選択したうえで、「型番」欄に①に記載されている型番を入力してください。
- ④ 検索結果に該当設備が表示されていることを確認し、印刷してください。
 ※メーカー名で検索した場合は、登録されている設備が羅列されますので、導入した設備の型番が掲載されているページを印刷してください。

《検索画面》

《申請書添付資料》



必ずユーティリティ設備の「設備区分」を選択したうえで、その下の「メーカー名」「型番」などを入力してください。

⑧. (Aの資料を用意できない場合、)次のいずれかの資料を提出してください。

- (ア) 販売開始時期 10 年以内で、生産効率、エネルギー効率、精度等が、更新する設備の旧モデル又は更新前の設備と比較して向上していることがわかる資料
 - (イ) 業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫など、省エネ法（注）に基づくトップランナー基準を達成していることがわかる資料
- (注) 省エネ法：エネルギーの使用の合理化に関する法律

⑨ **施工前の状況がわかる写真及び配置図等**

- 設置箇所の写真と配置図を添付してください。
- 設備が設置してあったことがわかるように、既存設備の全体が写るよう撮影してください。
(新設・増設の場合は、新設・増設前の状況がわかるように。)
- 写真は、撮影位置を判別するための目印となるような周囲の建築物、柱、設備等を 1 枚の写真の中に写しこむようにしてください。
- 配置図は位置関係が特定できれば、簡易なもので構いません

(参考) 施工前の状況がわかる写真、配置図 (施工後も同様)

左記参考図は、経済産業省資源エネルギー庁の資料より引用したものです。

施工前・施工後の写真は、補助事業により事業所等に省エネ設備が間違いなく設置されたことを証明する書類として必要ですので、写真の撮り方、配置図の書き方の参考としてください。(人物が入り込む必要はありません。)

※全体写真のほか、導入設備の型番がわかる写真も提出してください。

- ⑩ 申請者が法人の場合は、**法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）**の写し、申請者が個人事業主の場合は、**本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカード等）**の写し
- 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は、令和5年1月1日以降に発行されたもので、申請時の代表者氏名が記載されている必要があります。

- 「運転免許証」の場合は、表と裏の面両をコピーしてください。裏面の臓器提供意思表示欄は、黒塗り等により確認できないようにして添付してください。
- 「マイナンバーカード」の場合は、表面のみコピーし「臓器提供意思表示欄」の部分を黒塗り等により確認できないようにして添付してください。「マイナンバー（個人番号）」の記載がある裏面は添付しないでください。
- 氏名・生年月日・住所等、本人確認に必要な情報や、書類の真贋判定に関わる部分は隠さないようご注意ください。

⑪ 振込口座の通帳の写し

- 「通帳のおもて面」と「通帳を開いた 1・2 ページ」

(2) 「交付決定通知書（様式第 3 号）」の送付

- 「交付申請書」と各添付書類の内容審査を行った後、内容が適当と認められた場合、県から「交付決定通知書」を送付します。（個人事業主の場合、住民票上の住所へ送付）
- 審査した結果、内容が不適当と認められた場合は不交付決定通知書を送付します。

(3) 変更承認申請申請書（様式第 6 号）」の提出 ※該当する場合

- 補助事業の内容を変更しようとするときは又は経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第 6 号）を提出し、あらかじめ県の承認を受けてください。

(例) 予定していた型番の設備の調達が困難になり、同一の設備区分の種別において別の型番や別のメーカーの設備に変更する場合など

- 交付決定額の増額はありせん。
- 交付決定額が減額となる場合においても変更申請書が必要です。
- 経費区分間の配分額の 20%以内の金額を変更しようとする場合で、補助金額に変更を生じないものについては、この限りではありません。
- 交付決定後に申請者の名称、住所地、代表者を変更する場合も、県へ届け出てください。

(4) 変更承認通知の送付 ※該当する場合

- 変更承認申請書類を県が受理した後、その内容を審査します。提出された書類に不備がなければ、約 2 週間程度で、変更承認通知書を送付します。

(5) 「実績報告書（様式第9号）」の提出

⑫ 実績報告書（様式第9号）

⑬ 補助事業に係る以下の証拠帳票類の写し（以下の全てが必要）

⑬-1. 契約書又は発注書等

- ✓ 補助事業の事業実施期間内の発注であることを確認するため、発注日が確認できる契約書又は発注書等の書類が必要です。

⑬-2. 納品書又は工事完了報告書等

- ✓ 設備を納品した日付で発行を依頼してください。
- ✓ また、納品物が発注した内容と適合しているかどうか必ず確認してください。

⑬-3. 請求書

⑬-4. 領収証（書）

《※領収証（書）の留意事項》

- 領収日が記載されていること
- 法人の場合は宛名が法人名であること
- 目的、但し書きが明記されていること（金額の内訳が明記されていない場合、請求書、納品書の写しなどで内訳が明記されている必要があります。）
- 銀行振込受領書等（インターネットバンキング含）で代用される場合は、支払いの事実（相手方、支払日、支払額等）を明確にしてください。

⑭ 施工後の状況がわかる写真及び配置図等

- 設置箇所の写真と配置図を添付してください。
- 設置個所の写真は「⑨ 施工前の状況がわかる写真」と対比でき、設備を実際に使用していることが分かるように設置されている状態のもので、導入設備の型番等がわかるように撮影したものを添付してください。
- 配置図は位置関係が特定できれば、簡易なもので構いません。

(6) 補助金の支払い

- 県は、(5)の「実績報告書（様式第9号）」を受理・審査後、内容が適当と認められた場合、交付申請書に記載された口座に補助金を振り込みます。

8 その他

- 補助金交付の目的にしたがって、誠実に補助事業を行ってください。
- **同一法人・同一個人事業主が複数の交付申請を行うことはできません。**
- 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これが納期日までに返金されなかった場合は、補助金の返金に加え、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年 10.95%の割合で計算した額）をお支払いいただきます。
- 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 財産の管理及び処分については、以下に記載のとおり適切に行ってください。
 - ✓ 補助事業対象者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。
 - ✓ 施工において 50 万円（税抜）以上の工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当する場合、事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間）において処分（補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。
 - ✓ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず長崎県知事へ申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。また、承認の条件として、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を返納いただくことがあります。
- 翌年度以降も、必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から 5 年間保管してください。

9 お問い合わせ先

長崎県小規模省エネ対策推進補助金申請受付センター

電話番号：050-3092-1214

受付時間：9:00～17:00（平日のみ）

(参考1) 中小企業者等

中小企業者等

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項※1※2に規定する中小企業者、中小企業団体※3及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。

<※1> 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号及び第2号）

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす会社又は個人)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

<※2> 政令で定める業種（中小企業支援法第2条第1項第3号）

	業 種	資本金の額 または出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

<※3> 中小企業団体（中小企業支援法第2条第1項第4号）

事業協同組合、商工組合、協業組合 等

※社団法人、財団法人などは、上記「中小企業者」には含まれませんが、対象業種の事業を営み、かつ、対象設備を導入する場合は、補助対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

(参考2) 対象とならない経費

- 消費税及び地方消費税相当額
- 補助金申請書類、実績報告書の作成・送付・手続きに要する費用
- 設備等の購入先が申請者の親会社、子会社、関連会社その他実質的に同一の経営体とみなされる事業者を支払われる経費
- 産業廃棄物処理費用
- 保険料、延長修理保証料
- 中古品、リース・レンタル品
- 住居と共用する設備
- 設備にかかる予備用消耗品
- 材料、商品の保存・保管以外の用途の冷蔵冷凍庫（従業員用途など）
- 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処置費等
- 人件費、不動産の購入費、事務所や店舗にかかる家賃、駐車場料金、保証金、敷金、移転経費、新規開店に要する経費 等
- 光熱水費、通信費、雑誌や新聞の購読料、機器のリース等のランニングコスト
- 商品券・金券での購入、仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 貸付金、損失補償、キャンセル料、租税公課
- 対象外経費が含まれている工事費
- 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- 明らかに補助事業に必要なものない工事、工事に伴う備品購入費
- 補助事業の目的以外で使用するもの
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費